

# 中央会の 事業より

最近実施した本会の事業（セミナー）より主なものを紹介します。

## 福岡インテック協同組合を訪問（外国人技能実習制度適正化指導事業）

本会では、平成29年2月14日外国人技能実習制度適正化指導事業で福岡インテック協同組合（直方市）を訪問した。

この事業は、外国人技能生実習受入事業を行う事業協同組合（監理団体）及び組合員企業（実習実施機関）の技能実習受入適正化を図るため、中央会指導員と行政書士等の専門家、外国人技能実習事業を行う組合及び受入企業を訪問し、適正な技能実習生の受入がされているかを確認するものである。当日は、専門家として行政書士の住吉隆行氏が同行した。

午前中に、福岡インテック協同組合を訪問し、中村高明理事長及び組合職員の方々のお話を伺った。定款、規約等の組合が事務所に備え付けておくべき書類の状況、総会及び理事会等の組合運営状況、技能実習生を受け入れるにあたっての組合の監理体制、実習実施機関である組合員企業に対する監査・訪問指導の状況等を確認し

たところ、すべて適正に行われていた。

午後からは、組合員企業（実習実施機関）である株式会社村上精機工作所（北九州市八幡西区）を訪問し、技能実習生の受入状況、組合の監査・訪問指導の状況や労働関係法令の遵守状況についてお話を伺ったところ、こちらについてもすべて適正に行われていた。



中村高明 福岡インテック協同組合 理事長

## 平成28年度第2回外国人技能実習生受入適正化研修会を開催

本会では、平成28年度第2回外国人技能実習生受入適正化研修会を平成29年2月21日、西鉄グランドホテル（福岡市中央区）にて開催した。講師は、全国中小企業団体中央会労働政策本部労働政策部長西津康久氏をお招きし、「①新しい技能実習制度について ②技能実習制度における介護職種の追加について」をテーマに研修を行った。

この研修会は、外国人技能実習生を受け入れている協同組合等（監理団体）及び組合員企業（実習実施機関）に対して、外国人技能実習制度の仕組みや法令等を周知することにより、不正行為等をなくし、技能実習の成果をより一層高めることを目的として開催している。

昨年11月28日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」）が公布され今後1年以内に施行されるが、監理団体が許可制となり、優良な監理団体

については受入期間が延長される等の大幅な制度改正が行われるが、監理団体である組合はその制度改正への対応を迫られている。

当日は、112人の参加のもと、講師より技能実習制度の現状や、技能実習法の概要、主務省令等の案、介護職種の追加等について説明がなされた。



研修会開催の様子